

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和6年3月11日

収支等命令者
佐賀県立佐賀工業高等学校長 原口 哲哉

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和6年度佐城地区（消防1）県立学校消防用設備保守点検業務委託 |
| (2) 委託業務場所 | 別紙仕様書による |
| (3) 業務内容 | 別紙仕様書による |
| (4) 委託期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち令和3～5年度の消防用設備等点検整備業務に係る入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 県内企業（県内に本店を有する者。県内に支店を有し、県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者。）であること。

3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札者という。」）は、「入札参加届」（別紙様式第1号）と「営業概要書」（別紙様式第2号）を令和6年3月21日（木）16時00分までに佐賀県立佐賀工業高等学校事務室に持参又は郵送（同日必着）すること。

なお、「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」を入札時まで書面で提出すること。

※担当校

郵便番号：840-0841

住所：佐賀市緑小路1番1号

学校名：佐賀県立佐賀工業高等学校 事務室

電話番号：0952-24-4356

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先
前記3の担当校と同じ。

- (2) 入札関係書類の交付方法

令和6年3月11日から令和6年3月26日までの期間、佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) に登載する。もしくは、前記3の担当校で随時交付する。

なお、危機管理上の理由により学校配置図は登載しないので、必要な場合は前記3の担当校で随時交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。なお、現場確認が必要な場合は、学校ごとに対応するので、それぞれの学校へ確認すること。

- (4) 入札日時及び場所等

ア 日 時 令和6年3月26日（火）14時00分

イ 場 所 佐賀県佐賀市緑小路1番1号

佐賀県立佐賀工業高等学校 管理棟3階 第3会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

- (5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない学校職員を立ち合わせて行います。

- (6) 入札の延期 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は延期をすることもあるので、事前に前記3の担当校に確認してください。

5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除とする。

② 契約保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第3号の規定により免除とする。

- (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金

額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行なった者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で2以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格(税抜きの予定価格)以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札を行う。

オ 総額による最低価格をもって落札価格とする。

(7) その他

この公告に掲げる入札及び契約は、当該委託業務に係る令和6年度予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公告を行う。